

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本町の発注する工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札時の提出指定書類に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から 1月以上6月以下</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 本町と締結した請負契約に係る工事(以下「町発注工事」という。)の施行に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。</p>	<p>認定の日から 1月以上6月以下</p>
<p>3 県内における工事で町発注工事以外のもの(以下「一般工事」という。)の施行に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から 1月以上3月以下</p>
<p>(契約違反等)</p> <p>4 町発注工事において、次に掲げる事項該当するとき。 (1) 正当な理由がなく契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (2) 正当な理由がなく、工事請負契約を締結しなかったとき。</p>	<p>認定の日から 1月以上12月以下 1月以上12月以下</p>
<p>(公衆損害事故)</p> <p>5 町発注工事の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者以外の者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p>	<p>認定の日から 1月以上6月以下</p>
<p>6 一般工事の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者以外の者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から 1月以上3月以下</p>
<p>(工事関係者事故)</p> <p>7 町発注工事の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。</p>	<p>認定の日から 1月以上4月以下</p>
<p>8 一般工事の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から 1月以上2月以下</p>
<p>(贈賄)</p> <p>9 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又は有資格業者の使用人が、町職員に対する贈賄の容疑により逮捕されたとき。</p>	<p>逮捕を知った日から公訴が提起されたこと又は提起されなかったことを知った日まで</p>
<p>10 次に掲げる者が、町職員に対する贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。 (1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法</p>	<p>公訴が提起されたことを知った日から 12月以上24月以下</p>

<p>人代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>(2) 有資格業者である法人の役員又はその営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 有資格業者の使用人で一般役員等以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>9月以上18月以下</p> <p>6月以上12月以下</p>
<p>11 代表役員等、一般役員等又は使用人が県内の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕されたとき。</p>	<p>逮捕されたことを知った日から公訴が提起されたこと又は提起されなかったことを知った日まで</p>
<p>12 次に掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>公訴が提起されたことを知った日から</p> <p>4月以上12月以下</p> <p>3月以上9月以下</p> <p>1月以上6月以下</p>
<p>13 代表役員等、一般役員等又は使用人が、宮城県の区域外の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕されたこと又は公訴が提起されたことを知った日から</p> <p>1月以上12月以下</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>14 本町発注工事等又は一般工事等、又はそれ以外の工事等に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から</p> <p>3月以上24月以下</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>15 本町発注工事等又は一般工事等、又はそれ以外の工事等に関して、代表役員等、一般役員等又は使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項の規定による競売入札妨害及び同法第96条の3第2項の談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴が提起されたことを知った日から</p> <p>3月以上24月以下</p>
<p>(あっせん利得処罰法違反)</p> <p>16 本町発注工事等又は一般工事等、又はそれ以外の工事等に関して、代表役員等、一般役員等又は使用人が、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号。以下「あっせん利得処罰法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴が提起されたことを知った日から</p> <p>1月以上12月以下</p>
<p>(建設業法違反行為)</p>	

<p>17 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、代表役員等、一般役員等又は使用人が逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき又は監督処分がなされたとき。</p>	<p>逮捕若しくは公訴が提起されたこと又は監督処分がなされたことを知った日から 1月以上12月以下</p>
<p>（廃棄物処理法違反行為） 18 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）違反の容疑により代表役員等、一般役員等又は使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴が提起されたことを知った日から 6月以上12月以下</p>
<p>（不当要求行為等） 19 代表役員等、一般役員等、使用人又はこれらの者から依頼を受けたものが、女川町不当要求行為等対策要綱（平成18年女川町訓令甲第11号）第2条に規定する不当要求行為等を行い、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から 3月以上12月以下</p>
<p>（暴力的不当行為等） 20 女川町の契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成20年女川町訓令甲第26号。以下「暴力団等排除措置要綱」という。）第3条の規定に基づく入札参加除外措置を受けたとき。</p>	<p>措置を受けた日から 24月</p>
<p>21 暴力団等排除措置要綱第9条第4項の規定に基づく入札参加除外措置を受けたとき。</p>	<p>措置を受けた日から 6月以下</p>
<p>（不正又は不誠実な行為） 22 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から 1月以上12月以下</p>
<p>23 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から 1月以上12月以下</p>